

学校生活について

1. あいさつ

あいさつは社会生活の基本です。友人、本校教職員及び来校者に対しあいさつをする習慣を身に付けてください。

2. 学校生活全般について

- (1) 7時30分以降に登校し、下校は17時です。
機械警備のため、早く登校しても校内に入ることはできません。無理にあけると警報が鳴ります。
- (2) 登校から下校までの間は外出できません。
- (3) 現金や貴重品は学校に持ってこないようにし、止むを得ず持参したときは、各自で管理します。
- (4) 欠席・遅刻する場合、当日の8時10分から8時30分の間に保護者からホームルーム担任に電話連絡して下さい。後日、この手帳の学校・家庭連絡欄に記入してホームルーム担任に提出します。電車車両事故等で登校できなくなった場合は学校に連絡し指示を受けてください。その際、駅で発行する遅延証明書をもらって下さい。
- (5) 住所・電話番号等の変更があった場合には、ただちにホームルーム担任に届けてください。
- (6) ロッカーの使用について
 - ①清潔に使うこと
 - ②必ず鍵をかけること
 - ③落書きをしたり、シール等を貼らないこと
 - ④未使用のロッカーは使用しないこと
- (7) この「手帳」と身分証明証は常備し、何かありましたら学校に連絡してください。

3. 登下校

通学には、できるだけ徒歩または公共の交通機関を利用してください。本校の駐輪場は広くありません。自転車通学は許可制とします。許可された自転車は指定箇所に駐輪します。

登録ステッカーが貼られていない自転車で通学はできません。登録ステッカーが貼られていない自転車は撤去します。また、車両（許可を受けた自転車を除く）の通学は禁止します。

4. 自転車通学

(1) 自転車通学の許可

許可を受けるには、「自転車通学許可・変更願」を提出してください。許可条件は、下記の通りです。

- ①自宅から学校までの距離が原則2.0km以上であること。
(ただし、自転車で1時間を超えるような場合は、自転車での通学は許可しない。)
- ②公共の交通機関の利用が不便であること。
- ③自転車保険に加入していること。
- ④通学用の自転車が防犯登録されていること。
- ⑤通学用の自転車の安全点検を受けていること。
- ⑥雨天時は雨合羽を着用すること。
- ⑦その他、学校の指示に従うこと。

(2) 審査手順

各年度で審査し、総合評価で必要度の高い順に許可します。

- ①書類審査
- ②車両審査は指定日に次の項目を点検します。
 - (ア) 保険加入証の確認

(イ) 防犯登録票のシールを確認

(ウ) 安全点検票（自転車販売店発行）のシールを確認

③以上の審査を受け，自転車通学許可がおりた時点で，登録ステッカーを自転車に貼ります。

(3) 自転車通学

①法令を守り，安全運転をすること。

②自転車は決められた駐輪箇所に止め，鍵をかけて下さい。

③駐輪場の使用は最終下校時間までとします。

④自転車通学を取りやめる場合はただちに申し出て下さい。

⑤自転車を変える等再許可が必要な場合は「自転車通学許可・変更届」に理由を書きホームルーム担任に提出して下さい。

⑥許可の期限は許可日の年度末とし，年度ごとに許可の更新を行います。

⑦不正駐輪，登録ステッカーの不正使用等，指導に従わない場合は自転車通学許可を取り消します。

5. 制服・身だしなみ

(1) 登下校時はブレザー，およびスラックス（男女）またはスカート（女子）を着用する。スカート丈を詰めて着用することを禁止する。セーター・ベストは本校指定品を着用のこと。指定品以外のセーター・ベストやカーディガン，制服以外のジャケット類の着用は禁止。防寒のため，オーバーコート類を制服のブレザーの上に着用するのは可とする。

(2) 夏服着用期間は6月1日～9月30日とする。

(3) 式典・集会・校外行事などのときは必ず全員がネクタイを着用する。学校指定以外のネクタイの着用は不可と

する。また、授業および式典では帽子類・マフラー・コート・手袋等の着用は不可とする。

- (4) 女子の靴下は白，黒，紺色で無地（柄はワンポイントまで）のものとする。黒，ベージュのタイツ・ストッキングは可である。
- (5) 靴は革靴（ローファー），運動靴（スニーカー）とする。
- (6) 教室の授業時，体育着の着用を禁止する。
- (7) 髪を染色，加工したり，ピアスなど装飾品を身につけたり，化粧することはできない。
- (8) 規定の制服で登校できないときは，必ず保護者が学校に連絡して指示を受ける。

6. 上履き

本校は「一足制」ですので，登校した靴のまま授業を受けます。ただし，特別教室等では靴をはきかえて行う授業もあります。特に雨の日は清掃のことも考え，きれいに使用してください。

7. 清 掃

(1) 清掃区域

清掃区域には，それぞれ各クラスの生徒が割り当てられています。監督の教員の指示に従って，清掃活動を行ってください。

(2) 清掃曜日

週2回，月曜日と水曜日が定期清掃日になっています。

(3) 清掃用具

基本的に，清掃区域ごとに，清掃用具が用意されています。使用後は必ず元の場所に戻すようにしてください。

(4) 大掃除

年に数回，大掃除の日が設定されています。

(5) ゴミ捨て

週1回、月曜日が生徒によるゴミ捨ての日になっています。

8. 授業・休み時間

本校は始業・終業のチャイムはありません。また、授業ごとに教室移動もありますので、置き忘れ防止のためにも机の上には必要教材のみを置き、他のものはカバンにしまって授業に集中してください。

各科目で指定された場所に着席します。

当然のことですが、授業中の携帯電話の使用を禁止します。発信音の機能は止め、休み時間は教室移動と着替えなどの授業の準備の時間になります。

麻雀、花札等賭博性のあるゲームはできません。

9. 掲示物

(1) 許可制

生徒が学校内に掲示物を貼る場合は、原則として生活指導部の許可が必要です。内容によっては、訂正を求めたりあるいは許可しない場合があります。

(2) 許可印

掲示の許可がおりたら、掲示物に『許可印』を押してもらってください。『許可印』には掲示期間を明記します。『許可印』のない掲示物は、通告なしに撤去、廃棄します。

(3) 貼る場所

通常は、廊下の窓および指定された掲示板のみに貼ることができます。掲示期間が過ぎた掲示物は速やかに剥がしてください。

- (4) 枚数
通常は、10枚以内とします。
- (5) 大きさ
画用紙の大きさ以内とします。
- (6) その他
窓に貼るときは、剥がしやすいように、セロハンテープではなく、ビニールテープを用いてください。壁に貼るときはマスキングテープを使ってください。

10. 美 化

- (1) ゴミの減量
ゴミはできる限り持ち帰ってください。ゴミの量を減らすよう協力してください。
- (2) ゴミ箱
ゴミ箱は廊下にしか置いてありません。ゴミは、必ず廊下に置いてあるゴミ箱に捨ててください。廊下、教室内、窓の外などにゴミを捨てることのないようにしてください。
- (3) ゴミの分別
ゴミ箱には「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「ペットボトル」「カン」「ビン」の区別が明記されています。しっかりと分別してください。
- (4) 飲食容器のゴミ
飲み物の容器は、必ず飲み残しを流しに捨ててからゴミ箱に入れてください。
- (5) ロッカーの上に物を置かないこと
ロッカーの上は物を置く場所ではありません。勉強用具はロッカーの中に入れるかカバンに入れて携行してください。目に余る場合は撤去することがあります。
- (6) ロッカーにステッカー類を貼らないこと

ステッカー類はいったん貼るとききれいに剥がせないことがあります。下級生が気持ちよく使えるようロッカーにはステッカー類は貼らないでください。貼ったら本人に責任をもって剥がしてもらいます。

(7) 落書きをしないこと

ロッカーや壁，机などに落書きをしないでください。特に，壁の落書きは消すことができないのでやめてください。

11. 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物があったときは，職員室に届けてください。

12. 器物破損

ガラス等，学校の施設を破損しないように注意してください。もし，破損してしまった場合はただちに職員室に連絡してください。故意や，特に不注意で生じた破損は弁償及び特別指導の対象となります。

13. 特別指導について

(1) 下記の行為は特別指導の対象とします。

- ①人権問題及び迷惑行為（対生徒及び教職員への暴力・暴言・授業妨害，器物破損等）
- ②喫煙・飲酒及び同席，たばこ・ライターの所持
- ③車両（自動車，バイク）での登下校および同乗など
- ④その他，学校の指導に従わない行為（制服，染髪，ピアス等）及び，学校にふさわしくない行為
- ⑤薬物乱用行為および同席，薬物の所持など。これらは犯罪となる行為ですので，ただちに警察に連絡します。

(2) 特別指導には次のものがあります。

- ①ホームルーム担任，及び生活指導部からの指導
- ②保護者同席による校長又は副校長の指導
- ③授業に出席できない学校または自宅での指導

特に「いじめ」などの人権問題，授業妨害には厳しい指導で対処します。厳しい指導としては「退学」，「停学」もあります。

保護者の方にも迷惑がかかります。学校の指導には従ってください。

14. 部活動に関する注意事項

(1) 活動時間について

- ・ 平日は6限が終了する15時05分以降とし，7限の授業の妨げにならないよう配慮して活動することとします。
- ・ 下校時間は17時とします。残留する場合は当日の昼休みまでに顧問に「残留届」を提出します。
- ・ 最終下校時刻は19時とします。
- ・ 早朝に活動をする場合は，前日の昼休みまでに顧問に「特別活動届」を提出します。活動は7時30分～8時30分の範囲内とします。
- ・ 定期試験の一週間前及び定期試験中は原則として活動は禁止とします。ただし公式大会の一週間前である場合は活動を認めます。活動当日の昼休みまでに顧問に「特別活動届」を提出します。なお，定期試験中の残留活動はできません。

(2) 休日活動について

- ・ 休日に活動する場合は申請が必要です。
- ・ 活動日以前の授業日，昼休みまでに顧問に「特別活動届」を提出します。
- ・ 校内で休日活動する場合は施設責任者の確認印が必要

です。

- ・ 休日の学校への出入口は正門右側の小さい門，一箇所とします。校舎への出入りは西棟中央の時計の下の入口一箇所とします。原則として他の出入口は使用禁止です。

(3) 対外活動について

- ・ 校外で活動する場合及び他校の生徒が来る場合は申請が必要です。
- ・ 活動日以前の授業日，昼休みまでに顧問に「特別活動届」を提出します。

(4) ルールを守れない部・同好会は，活動を制限します。

(5) 部室の使用について

- ・ 使用時間は放課後。
- ・ 部室は必ず鍵をかけること。
- ・ 鍵は職員室から「鍵貸し出し簿」に記入の上，借りてその日のうちに必ず返却すること。
- ・ 合鍵を作ることは認めない。
- ・ 部室内での飲食は禁止。火気は絶対に使用してはいけない。
- ・ 貴重品は部室内には置かず，各自で管理すること。
- ・ 部室内は常に整理整頓し，清潔に保つこと。

※上記の事項を守れないときは活動を制限する。

(6) 筋トレ室の使用について

- ・ 使用可能な時間は放課後の15時05分以後とします。
- ・ 使用する場合は必ず顧問に申し出ます。
- ・ 使用する場合は三人以上で行います。
- ・ 重い器具もあり，大きな事故が起きることもあるので，ふざけて使用することは絶対してはいけません。
- ・ 整理整頓を心がけ，使用後は元の状態にもどしておきます。